



肥料コスト低減取組支援事業 第2次公募のごあんない



慣行農業から環境にやさしい農業への転換を目指す方へ、

肥料コスト低減に役立つ機械導入費用



を支援します！

対象となる取組

事業内容	取組主体	補助率
みどり認定者の取組促進のため、減化学肥料等に資する機械の導入を支援	みどり認定者等	1/2以内

※1 これからみどり認定を取得する場合も対象となります（取得期限：令和9年2月28日）。

※2 第2次公募では土壌診断費用の支援はございません。

助成対象



減化学肥料等に資する機械の導入
(局所施肥機 等)



堆肥施用を効率化する機械の導入
(堆肥散布機、ペレット堆肥散布機 等)

※対象となる機械の詳細は裏面をご覧ください

スケジュール

要望調査期間
令和8年6月25日(木)から
令和8年7月16日(木)まで

内報:8月

(事業予算:12,000千円)

要望調査に必要なもの

①要望調査表

下記の提出先一覧から受け取ってください。

②機械仕様と価格が確認できる書類

カタログやチラシ、見積書等



①、②の提出先及びみどり認定に関するお問い合わせ先

お住いの地域の地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課となります。

- ・ 佐久農業農村支援センター 0267-63-3147
- ・ 上田農業農村支援センター 0268-25-7126
- ・ 諏訪農業農村支援センター 0266-57-2912
- ・ 上伊那農業農村支援センター 0265-76-6813
- ・ 南信州農業農村支援センター 0265-53-0413
- ・ 木曾農業農村支援センター 0264-25-2220
- ・ 松本農業農村支援センター 0263-40-1916
- ・ 北アルプス農業農村支援センター 0261-23-6511
- ・ 長野農業農村支援センター 026-234-9592
- ・ 北信農業農村支援センター 0269-23-0209
- ・ 長野県農政部農業技術課 026-235-7222

裏面もご覧ください

事業の対象となる機械の種類について

区分	機械の名称(例)
対象となる機械 (肥料コスト低減効果及び施肥の効率化・適正化に寄与する機械)	<ul style="list-style-type: none"> ・局所施肥機 ・肥料散布機 (ライムソワー、ブロードキャスター、肥料散布ドローン) ・堆肥散布機 (マニユアスプレッタ、マルチスプレッタ、車載式スプレッタ) ・その他施肥に関する機械 (側条施肥田植え機等) ・その他肥料削減につながる機械 (収量コンバイン、生育診断機能を有する農業用ドローン等) ・その他肥料コスト低減につながるトラクターアタッチメント ・残存耐用年数がある上記中古機械 <p style="text-align: right;">等</p>
対象とならない機械 (機械本来の目的が堆肥の運搬等であり、肥料コスト低減ではない)	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬が目的の機械(クローラー運搬車) ・堆肥生産の効率化が目的の機械 (フロントローダー、ホイールローダー、袋詰め装置) ・機械の汎用性が高い(肥料以外にも使用できる)機械 (トラクター本体、草刈機) ・農薬の散布、施用に関する機械 ・残存耐用年数を超えている中古機械 <p style="text-align: right;">等</p>

- ※1 上記表に具体的名称の記載がない機械は、助成対象になるか事前確認をしてください。
- ※2 その他機械について、提出いただくカタログ等で肥料コスト低減効果が確認できない場合は助成対象外となります。
- ※3 採択を受けた際は令和9年3月10日までに機械を導入する必要があります。受注生産を要する機械は納品期日にご注意ください。

みどり認定のメリットについて

みどり認定を受けるメリット

- ・ 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- ・ さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- ・ 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、令和9年度から国の制度が変わり、交付金を受けるには『みどり認定』を受けていることが要件となる見通しです。